

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

自然保護指導員規程取扱細則

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、「本協会」という。）は、自然保護指導員規程（以下、「規程」という。）に基づく自然保護指導員（以下、「指導員」という。）の認定及び登録手続き等を定めることを目的とする。

(推薦)

第2条 都道府県山岳連盟又は協会（以下、「所属岳連」という。）会長は、規程第2条に定める指導員の推薦を行うときは、指導員認定推薦申請書（様式第1号）に第6条に定める登録料を添えて、本協会会長に提出するものとする。

(認定)

第3条 本協会会長は、所属岳連会長から指導員認定推薦申請書を受理したときはその内容を審査し、適格であると認められるときには、常務理事会に諮り、指導員に認定する。

- 2 前項の規定により指導員として認定したときは、その旨を規程第3条に定める登録証及び腕章を添えて所属岳連に通知するものとする。
- 3 前2項にかかる審査事務は、自然保護委員会（以下、「委員会」という。）が処理する。

(登録)

第4条 本協会会長が、指導員として認定したときは、指導員認定台帳（様式第2号）に登録番号・生年月日・氏名・性別・住所・所属団体名その他必要事項を記載するものとする。

- 2 登録番号は、所属岳連毎に所属岳連のコード番号及び認定順の一連番号の組合せとする。登録番号の認定は、委員会が担当する。

(登録更新)

第5条 所属岳連会長は、登録更新を要する指導員について、指導員登録更新申請書（様式第1号）に所定の登録料を添えて、期間満了前の3月15日までに本協会会長に申請するものとする。

- 2 登録更新の事務は、第3条の規定に基づき行うものとする。ただし、更新者については、常務理事会の審議は、省略できる。
- 3 自然保護委員会は、審査の結果、更新が適当でないと認められる者があったときは、

常務理事会に諮り、更新の可否を決定する。

- 4 更新時の登録番号は、最初の登録に用いた番号を継続使用する。ただし、指導員が所属岳連を移動したときは、この限りではない。

(登録料)

第6条 規程第4条に定める新規登録料は、4,000円とする、ただし、登録料の内500円については、所属岳連の事務費として還付するものとする。

(登録更新料)

第7条 指導員規程第5条に定める登録更新料は、2,000円とし、内500円を取扱い事務費として所属岳連に還付する。

(再発行)

第8条 紛失汚損等に伴う登録証の再発行手数料は、1,000円とする。

(規定の改廃)

第9条 この細則は、理事会で改廃することができる。

付 則

この細則は、平成2年7月12日から施行する。

この細則は、平成11年4月1日に一部改定。

この細則は、平成17年11月14日から施行する。

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成26年5月20日から施行する。

この細則は、平成29年9月14日から施行する。

この細則は、令和元年7月11日から施行する。